

○宍粟市御形の里オートキャンプ場条例

令和4年12月19日

条例第28号

(設置)

第1条 地域資源を活かした観光の拠点として、健全なレクリエーションを実施する場を提供するとともに、更なる地域活力の創出を図るため、御形の里オートキャンプ場（以下「オートキャンプ場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 オートキャンプ場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 御形の里オートキャンプ場

位置 宍粟市一宮町三方町685番地

(休場日)

第3条 オートキャンプ場の休場日は、設けないものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休場日を定めることができる。

(使用の許可)

第4条 オートキャンプ場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に、オートキャンプ場の管理運営上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の取消し)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (2) オートキャンプ場の設置目的又は許可を受けた使用の目的以外に施設を使用し、又は使用しようとするとき。
- (3) オートキャンプ場の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 市長の指示に従わないとき。
- (5) 前条第2項の条件に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、オートキャンプ場の管理上支障があるとき。

(使用許可の変更)

第6条 第4条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた事項を変更し、又は使用を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない

い。

(使用料)

第7条 使用者は、市長に当該施設の使用に係る料金（以下「使用料」という。）を納めなければならない。

2 使用料の額は、別表に定める額とする。ただし、当該額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税（以下「消費税等」という。）の額に相当する金額を加えるものとし、消費税等の額の算定において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要と認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付等)

第9条 市が、既に収入として收受した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により、第6条の規定による変更、中止の承認を受けた場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

2 市長が第5条の規定に基づき許可を取り消した場合において、使用者が被る損害については、市は一切賠償の責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第10条 オートキャンプ場の管理は、宍粟市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年宍粟市条例第15号）の定めるところにより、法人その他の団体であって、市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりオートキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合において、前条までの条項中「市長」及び「市」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の場合において、第3条、第7条第2項、第8条に規定する部分については、市長の承認を得なければならない。

4 第1項の場合において、利用料金については、指定管理者に收受させる。

(指定管理者の業務の範囲)

第11条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第1条に掲げる設置目的のために必要な業務
- (2) オートキャンプ場の使用許可に関する業務
- (3) オートキャンプ場の維持管理に関する業務
- (4) 利用料金の收受に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

(利用料金への読み替え)

第12条 第10条第1項の規定に基づき、オートキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合において、第7条以降の条項及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第7条第2項中「別表に定める額」とあるのは「別表に定める額の範囲内で市長が認めた額」と、「これを切り捨てる」とあるのは「指定管理者が定める方法により処理する」と読み替えるものとする。

(原状回復義務)

第13条 使用者は、オートキャンプ場の使用を終了したとき又は第5条各号のいずれかの規定により使用の許可を取り消されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第14条 使用者は、故意又は過失により施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和5年3月規則第12号で、同5年4月1日から施行)

附 則 (令和8年3月18日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例により改正するそれぞれの条例の規定による施設の利用のうち、施行日の前日から施行日にかけてするものの、当該利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表 (第7条関係)

(令8条例11・一部改正)

料金区分	使用区分	区画使用料	電源使用料
通常料金	宿泊キャンプ	1区画 9,100円	1基 1,000円
	デイキャンプ	1区画 3,900円	1基 500円
ハイシーズン料金	宿泊キャンプ	1区画 13,600円	1基 1,000円
	デイキャンプ	1区画 5,800円	1基 500円

備考

- 1 宿泊キャンプの使用時間は、午後 2 時から翌日正午までとする。
- 2 デイキャンプの使用時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- 3 ハイシーズン料金は、次のいずれかに該当する日に適用する。
 - (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及びその前日
 - (2) 日曜日、金曜日及び土曜日
 - (3) 4月29日から5月5日まで、7月21日から8月31日まで、10月20日から11月30日まで及び12月29日から1月3日までの日

○宍粟市御形の里オートキャンプ場管理規則

令和4年12月19日

規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、宍粟市御形の里オートキャンプ場条例（令和4年宍粟市条例第28号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、宍粟市御形の里オートキャンプ場（以下「オートキャンプ場」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可等)

第2条 条例第4条の規定によりオートキャンプ場の使用の許可を受けようとする者は、御形の里オートキャンプ場使用許可申請書により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、これを審査し、その許可を決定したときは、御形の里オートキャンプ場使用許可書により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、次条の規定によりオートキャンプ場の使用の許可をしない場合は、その理由を付して、当該申請者に文書でその旨を通知するものとする。

(使用の許可の基準)

第3条 市長は、使用許可の申請を受理した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、オートキャンプ場の使用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) オートキャンプ場の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、オートキャンプ場の管理上支障があるとき。

(設備等の設置の承認等)

第4条 条例第4条の規定による使用の許可を受けたオートキャンプ場の施設に、特別な設備、装飾等をしようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、その使用の終了後速やかに当該設備、装飾等を撤去し、原状に回復しなければならない。

(使用の変更)

第5条 条例第6条の規定によりオートキャンプ場の使用の許可の内容を変更し、又は使用を中止しようとする者は、御形の里オートキャンプ場使用内容変更等承認申請書により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、これを審査し、その承認を決定したときは、御形の里使用内容変更承認書により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、オートキャンプ場の使用許可の内容変更又は使用中止の承認をしない場合は、その理由を付して、当該申請者に文書でその旨を通知するものとする。

(遵守事項)

第6条 オートキャンプ場を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯しないこと。
- (3) 騒音又は怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 使用の許可が必要とされているオートキャンプ場の施設を許可なしに使用しないこと。
- (5) 許可なしに物品の販売、宣伝その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 許可なしに宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、若しくは掲示し、又はくぎ等を打たないこと。
- (7) オートキャンプ場の施設に特別の設備、装飾をしないこと（第4条第1項の規定により市長の承認を受けて行う場合を除く。）。
- (8) みだりに共用の場所に物品を放置しないこと。
- (9) 林産物や樹木、草花等の採取、折損等の行為をしないこと。
- (10) ごみ等は所定の場所で処理すること。
- (11) 前各号に掲げる事項のほか、オートキャンプ場の管理上必要な係員の指示に従うこと。

(入場の拒否等)

第7条 市長は、第3条各号のいずれかに該当すると認めるとき又は前条各号に掲げる遵守事項に違反する行為があったと認めるときは、オートキャンプ場への入場を拒否し、又は退去を命ずることができる。

(利用料金の承認等)

第8条 条例第10条第1項の規定によりオートキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合において、利用料金を定めるときは、指定管理者は、御形の里オートキャンプ場利用料金承認申請書により、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を認めたときは、御形の里オートキャンプ場利用料金承認書により、指定管理者に通知するものとする。
- 3 オートキャンプ場の利用料金を変更するとき、前2項の規定の例によるものとする。
- 4 利用料金の減免基準を定めるときは、指定管理者は、御形の里オートキャンプ場利用料金減免承認申請書により、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
- 5 市長は、前項の規定による申請を認めたときは、御形の里オートキャンプ場利用料金減免承

認書により、指定管理者に通知するものとする。

(読み替え)

第9条 条例第10条第1項の規定によりオートキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条から第5条までの規定及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(公告等)

第10条 市長は、第8条の規定により利用料金及び利用料金の減免基準を承認したときは、公告するものとする。

2 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、当該利用料金及び減免基準を利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、オートキャンプ場の管理に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。